

## 和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市民が集団で自主的に資源ごみを回収した場合に、予算の範囲内において奨励金を交付し、もってごみの減量化、資源再生利用、環境美化及び地域コミュニティの育成を推進し、廃棄物処理行政に対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

**第2条** 奨励金の交付対象者は、町(内)会、自治会、婦人会、子供会、老人会等の和泉市内で地域活動をする任意の住民団体又はその他市長が適当と認めた団体であつて、次の各号の該当するものでなければならない。

- (1) 第5条に規定する有価物を第4条に規定する市の有価物回収業者に引き渡し、又は再生工場へ直接搬入していること。
- (2) 第3条に規定する市長の登録を受けていること。
- (3) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としない団体であること。

(登録の申請)

**第3条** 前条第2号の市長の登録を受けようとするものは、有価物集団回収実施団体登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

- 2 登録を受けたもの(以下「奨励金登録団体」という。)は、登録内容に変更が生じた場合、又は登録を廃止しようとする場合には有価物集団回収実施団体変更・廃止届出書(様式第1号の2)により速やかに届け出なければならない。
- 3 前項の届出書提出時、旧代表者が死亡若しくは、転居等何らかの理由により届出が出来ない場合は、提出できない旨の理由を付記し、新代表者で届出を行うものとする。

(有価物回収業者の登録)

**第4条** 第2条第1号の市の有価物回収業者として、登録を受けようとするものは、有価物回収業者登録申請書(様式第2号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、登録の期間は3年以内とし、期間満了後は再度登録手続きを行わなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を受付けたときは、その内容を審査の上、登録の適否を決定し、有価物回収業者登録決定通知書(様式第2号の2)により申請者に通知するものとする。
- 3 前項により登録を受けた有価物回収業者(以下「有価物回収登録業者」という。)は、登録内容に変更があつた場合には有価物回収業者登録変更届(様式第2号の3)、営業の停止若しくは廃止により登録を抹消する場合には有価物回収業者登録廃止届(様式第2号の4)により速やかに届け出なければならない。
- 4 有価物回収登録業者は、奨励金登録団体から有価物回収を行なつた時は、当該の奨励金登録団体に集荷業者や問屋等から受けた計量証明書及び資源物回収伝票(様式第3号団体控・和泉市提出用)を速やかに交付しなければならない。

5 有価物回収登録業者は、本要綱に定めた対象品目について、すべて回収しなければならない。

(対象品目)

**第5条** 奨励金の交付対象品目は、市内で発生した次の有価物とする。

- (1) 新聞
- (2) 雑誌・書籍類
- (3) ダンボール
- (4) 飲料用紙パック
- (5) その他紙類
- (6) 古繊維

(奨励金の交付額)

**第6条** 奨励金の交付額は、回収した有価物1キログラム当たり6円とする。ただし、算定された奨励金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

**第7条** 奨励金登録団体の代表者は、再資源化事業推進奨励金交付申請(請求)書(様式第4号)に資源物回収伝票(様式第3号 団体控・和泉市提出用)及び有価物回収登録業者から受け取った計量証明書を添えて市長に申請しなければならない。

(交付)

**第8条** 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ適当と認めるときは、当該団体に対して第6条で算定した奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

**第9条** 市長は、奨励金登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、和泉市再資源化事業推進奨励金交付取消通知書兼返還命令書(様式第5号)により交付決定の額全部又は一部を取消し、奨励金を既に交付している場合は、奨励金の全部もしくは一部の返還を期限を定めて求めるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付の決定を受けた、又は受けようとしたとき。
- (3) その他市長が不適切と認めるとき。

(登録の取消し)

**第10条** 市長は、奨励金登録団体又は有価物回収登録業者から廃止届出書(様式第1号の2)により申し出があったとき、もしくは虚偽の申請その他不正行為等、この要綱に適切でないとする場合には登録を取り消すことができる。

(細則)

**第11条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 31 日改正)

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 7 月 31 日改正)

この要綱は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 7 月 15 日改正)

この要綱は、令達の日から施行し、平成 10 年度以降に交付申請のあったものから適用する。

附 則 (平成 15 年 4 月 1 日改正)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 平成 16 年 3 月 31 日までの間における古紙類・古布類の引き渡しについては、改正後の要綱第 2 条第 1 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年 4 月 1 日改正)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 3 月以降に回収のあったものから適用する。

附 則 (平成 23 年 2 月 1 日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 6 月 16 日改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 新要綱第 4 条第 5 項の規定は、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 8 月 1 日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 1 日改正)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の和泉市再資源化事業推進奨励金交付要綱第 6 条の規定は、同年 3 月 1 日以後に集団回収活動を実施したものについて適用し、同日から平成 29 年 12 月 31 日までに集団回収活動を実施したものについては、同条中「6 円」とあるのは「7 円」とする。

附 則 (平成 28 年 12 月 27 日改正)

この訓令は、令達の日から施行する。

一部改正の附則 (平成 28 年 12 月 27 日改正)

この訓令は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

一部改正の附則 (令和 2 年 12 月 1 日改正)

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。